

申告が必要な方で郵送申告ができる方は、来場が不要な郵送申告をご利用ください。

あなたがどの区分に該当するか、下記によりご確認ください



【収入の区別】

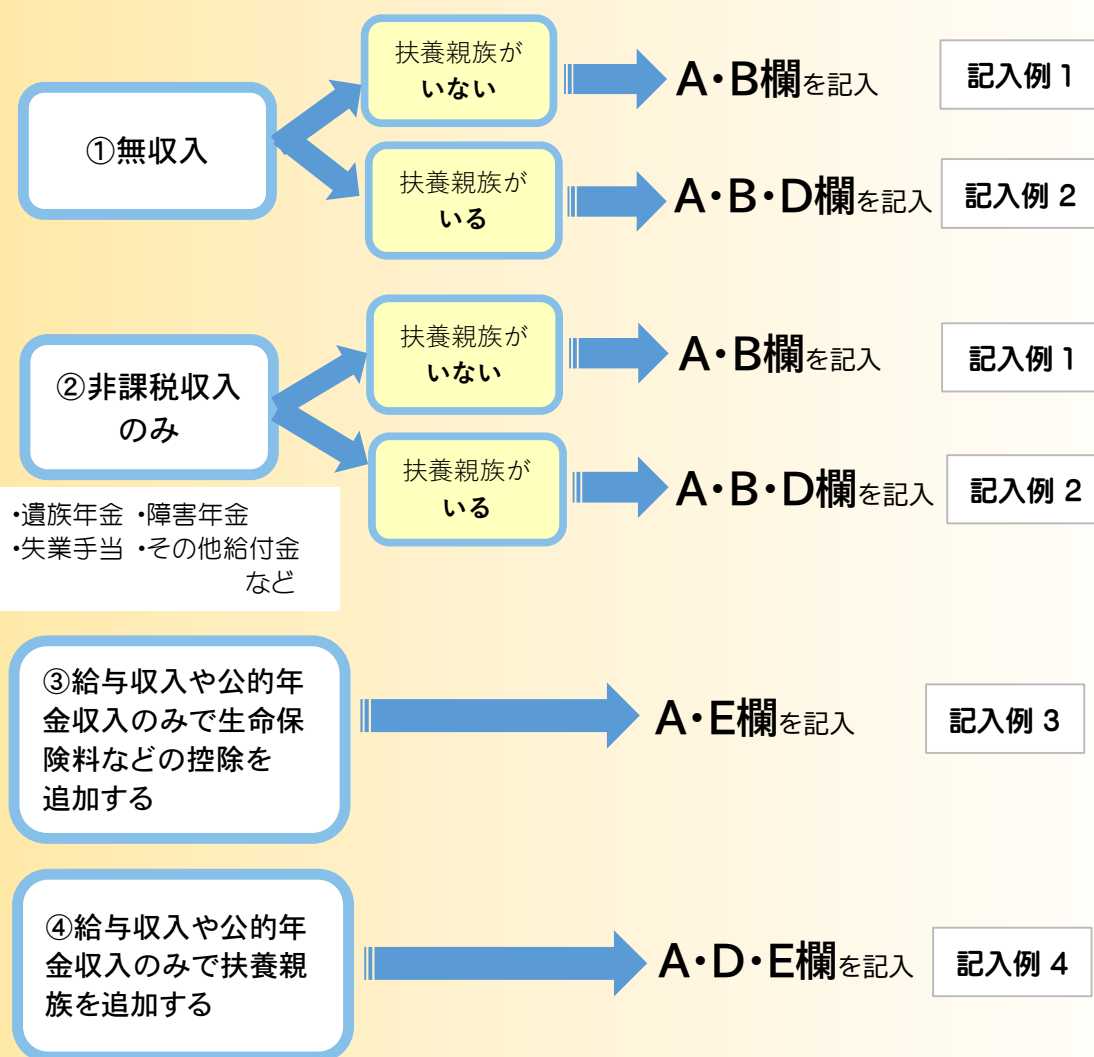
「無収入」とは、令和6年1月から12月の間に自分の収入がなく、家事手伝い・学生・預貯金・親族からの援助等で生活している場合や誰かの扶養となっている場合を指します。

また、「非課税収入」とは、遺族年金、障害年金、失業手当の給付等のことを指します。

ここでの「収入」とは、給与、公的年金、個人年金、保険等の一時金、事業所得、不動産所得等のことをいいます。

上記の収入区分により、①無収入、②非課税収入のみ、③収入が給与収入や公的年金収入のみで生命保険料などの控除を追加する、④収入が給与収入や公的年金収入のみで扶養親族を追加する方は、郵送申告が可能です。郵送申告をされる場合はあなたが下図のどのパターンに該当するかを確認のうえ、裏面「郵送用簡易申告書」を記入してください。

◆右の方は郵送申告ができます



本人控除を申告する場合はC欄にも記入が必要です

◆下記に該当する方は郵送申告はできません

⑤上記以外の収入がある

・個人年金
・事業所得(営業・農業)
・不動産所得 など

申告窓口で申告をしてください